

ＪＲ山川駅簡易業務 公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

1 募集概要

(1) 業務委託件名

ＪＲ山川駅簡易業務（以下「本業務」という。）

(2) 募集の目的

指宿枕崎線の山川駅は、これまで本市山川地域の玄関口であり、山川駅以南の住民からも鉄道を利用する際の主要な駅として利用されている。

また、平成２８年３月まで鉄道事業者による駅係員が配置されており、その間は「ＪＲ日本最南端の有人駅」であった。

しかしながら、同年４月からは無人駅となっており、駅利用者の利便性の低下や駅周辺の環境悪化及び地域の衰退が危惧されたことから、鉄道事業者から委託を市が受けて、駅利用者の利便性や駅周辺環境の維持を図るため、平成２８年１０月から有志団体に山川駅における簡易業務及び駅舎トイレ清掃業務を委託してきた。

今回、本業務を受託している団体が、令和２年３月末をもって、契約満了となることから、公募型プロポーザル方式により本業務に最も適した受託者を新たに選定するものである。本業務の遂行にあたっては、駅業務に関する専門的な技術が求められることから、提案内容から応募者の技術力や山川駅を中心とした地域振興に対する考え方、提示価格等を審査することとする。

(3) 業務内容

①指宿市（以下、「発注者」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下、「ＪＲ九州」という。）との簡易業務委託基本契約、乗車券類の簡易販売に関する業務委託契約並びに乗車券類の販売及び販売金収納業務並びに改札及び不足運賃回収業務

＜乗車券類販売及び付帯する業務の例＞

- ・ 帳票類、乗車券類の請求・配給受け入れ
- ・ 旅客案内に必要な掲示物の掲出・取り外し
- ・ 収入金の取り扱い
- ・ 営業成績の作成

②発注者とＪＲ九州との簡易業務委託基本契約に基づく駅の清掃

③公共交通機関等への乗継案内に関する業務

④発注者と受注者間の協議により、定められた駅付帯業務

＜付帯する業務の例＞

- ・ 観光情報及び山川駅周辺地域行政情報（パンフレット・ポスター）の掲出
- ・ 遺失物の取り扱い 等

(4) 企画提案内容

本プロポーザルにおける企画提案は、地域に愛着をもって山川駅の利用者の利便性や駅周辺環境の維持について、どのような方法で行うかの提案を求めるものである。

駅簡易業務等の遂行あたり、具体的な従事体制や遂行方法を詳細に記載し、仕様書に示された業務内容について、具体的な内容を提案すること。

(5) 業務期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

なお、法人格の有無に関わらず、複数の個人からなる団体等の場合であっても応募可能とする。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。応募書類提出期限内において、指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされたものでないこと。
- (6) 応募をしようとする法人等及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条及び指宿市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 本委託業務は、駅における乗車券等の販売等が主なものであることから、国や地方公共団体などの公共的団体から同様な業務について委託された実績があるものが望ましいが、これまでの受注実績がない場合でも応募可能とする。

3 応募書類の提出方法及び提出期限

本業務の受託を希望するものは、指宿市役所各庁舎に備え付けの次に掲げる書類（市ホームページでもダウンロード可）を郵送（受付期間内必着）、又は、持参により提出すること。

なお、⑦、⑧は該当する応募者のみ提出すること。

(1) 応募書類

- ① 応募申込書（1 部、別添【様式 1】のとおり）
- ② 誓約書（1 部、別添【様式 2】のとおり）
- ③ 企画提案書（7 部、【様式 3】のとおり）
- ④ 会社概要表（1 部、別添【様式 4】のとおり）
- ⑤ 業務遂行体制（1 部、別添【様式 5】のとおり）
- ⑥ 見積書（1 部、第 7 号様式 その 2（その他用）、第 7 号様式 その 2 関係）
※封筒の宛名は「指宿市長」とし、封筒の表には「件名」及び「見積書在中」を記入し、封印すること。
※金額の記載については、見積金額の 110 分の 100 の金額（いわゆる税抜き価格）を記載すること。
- ⑦ その他（1 部、様式不問）
※「平成 30・31 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない者が応募する場合には、以下の(ア)～(エ)の書類を提出すること。
(ア) 法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は代表者身分証明書（写し可）
※3 か月以内に発行されたもの。
- (イ) 市町村税等に関する納税証明書（写し可）
※3 か月以内に発行されたもの。
※本社等分及び支社等分の双方。
※市町村税等とは、市町村税全般（市民税、固定資産税、軽自動車税等）、東京都の特別区にあつては都税をいう。

※「市町村税に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は、直前2年度決算分に係る納税証明書を提出すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ。写し可）

※課税事業者は、3か月以内に発行された最新のもの。

※法人の場合は、「その3」または「その3の3」、個人の場合は「その3」または「その3の2」。

(エ) 法人の場合は、財務諸表の写し、個人の場合は確定申告書の写し

※最新のものを提出すること。

⑧ 会社設立1年未満の場合で、⑦(ア)～(エ)を提出できない時は、その旨を記載した理由書を提出すること（様式不問）。

(2) 提出期限

令和元年12月27日（金）17時（必着）

4 募集要項及び仕様書に対する質問

募集要項等に対して質問がある場合は、次の方法により問い合わせること。質問を行える者は応募者に限るので、質問を行う場合は、必ず事前に電話連絡を行い、応募申込書及び誓約書を提出すること。

(1) 期間

令和元年12月20日（金）17時（必着）

(2) 方法

電子メール。なお、様式は別添【様式8】のとおり。

5 スケジュール

内容	日時
公募開始日	令和元年11月25日（月）
質問の受付期限	令和元年12月20日（金）17時
応募書類提出期限	令和元年12月27日（金）17時
審査委員会	令和2年1月10日（金）
優先交渉権者の決定	令和2年1月中旬
審査結果の通知	令和2年1月中旬
優先交渉権者との協議	令和2年1月中旬
契約締結	令和2年2月中旬
業務完了期限	令和3年3月31日

6 選定の方法

(1) 概要

応募者から提出された提案内容について、審査委員会を開催し、公正・公平な審査により優先交渉権者及び次点の者を決定する。また、審査委員会は非公開とし、審査内容及び審査委員に関する情報は一切公表せず、決定した内容についての不服・意義申し立ては一切認めない。

(2) 事業者の決定方法

① 審査委員会

審査方法は書類審査とし、1業者、100点満点として審査・採点を行い、全審査委員の審査項目における得点の総和が最も高かった応募者を優先交渉権者、第2位を次順位交渉権者とする。

② 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者と次順位交渉権者を決定し、各応募者あてに書面により結果の通知を行う。なお、審査結果に対する質問や疑義については、一切受け付けない。

③ 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、応募された提案書をもとに具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や優先交渉権者が失格要件に該当した場合には、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

④ 契約締結

市と優先交渉権者は、応募された提案書をもとに、本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

(3) 応募者の失格

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で市は当該応募者を失格とする。なお、審査項目のいずれかの項目において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、総合点の如何にかかわらず、失格とする場合がある。

① 提出期限を超過して提出された場合

② 募集要項に定める事項に違反した場合

③ 応募書類に不備、又は、明らかに虚偽の記載があった場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

⑤ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

7 その他

(1) 応募書類の取り扱い

提出された応募書類等は返却しない。

(2) 応募に係る費用の負担について

応募書類の作成に係る費用は、事業者負担とする。

(3) 応募申込み後の辞退について

応募申込書提出後に、応募の辞退を希望する場合は、辞退届を提出すること（別添【様式6】のとおり）。

(4) 応募書類及び審査内容の公表について

提出された応募書類や審査の過程等は一切公表しない。

(5) その他

本要項に定めのない事項については、市長公室及び審査委員会等において協議し決定するものとする。

8 問い合わせ・提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所 総務部 市長公室 政策推進係 担当：田中

E-mail : koshitsu@city.ibusuki.jp

電話 : 0993-22-2111 内線 127 FAX : 0993-24-3826